

令和5年度第2回（第62回） 外務省契約監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	令和5年7月21日（金） 於：外務省669号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/6 件	審査対象： 令和4年度第4四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	3/47 件	
指名競争方式	0/2 件	
企画競争に基づく随意契約方式	1/8 件	
公募に基づく随意契約方式	0/2 件	
その他の随意契約方式	5/47 件	
合 計	112 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「『令和4年度外務省調達改善計画』年度末に係る自己評価」について報告をし、各委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>⑥-45：「韓国大統領の訪日に係る宿舎内金属探知機設置等警備」業務委嘱</p> <p>○宿舎には複数の出入り口があったかと思うが、手配した金属探知機5台は全て正面玄関に設置した理由を伺いたい。</p> <p>○金属探知機の設置は警察庁から要請があったとのことだが、なぜ警察庁ではなく外務省が手配・契約したのか。</p> <p>○電源工事は同じ事業者依頼したのか。</p> <p>○昨今の状況から、今後、同様の業務は決して少なくない傾向になると思われる。本件のように限られた時間の中で対応しなければならないケースを考慮すると、一般的ではない施設・サービスであるが、一定のインターバルで必要となるものについては、継続的に調達できる体制や</p>	<p>●手配が可能な金属探知機が5台のみであったため、宿舎正面玄関に重点的に設置することとした。他の出入口は封鎖又は警察が入館チェックを行った。</p> <p>●過去の日本で開催した大型国際会議では同様に外務省が要人宿舎内の自主警備措置を行っており、最近の例ではG7サミット、国葬でも外務省が宿舎内自主警備措置を講じている。こうした慣例を踏まえて警察庁から外務省に対応措置要請があったものである。</p> <p>●宿舎の指定工事業者に本契約事業者を通じて手配した。</p> <p>●発表から訪日までの期間が短く、その結果として他事業者からは準備期間が足りない等の理由により対応不可との回答があった経緯がある。</p> <p>要人の来日を年度を通して予め計画的に想定して準備するのは難しいものの（想定総量や</p>

委 員	外 務 省
<p>配慮ができないか検討しておいた方がよいと思われる。</p> <p>○同様のケースに備え警備会社各社と折衝しておくのも1つの手と思料する。</p> <p>○先にアナウンスできない若しくはあえて公表しない場合などセキュリティの必要性が高いケースがあるため、迅速に秘密裏に手配できる事業者を検討しておくと思われる。</p> <p><b>①－3：「外務本省執務室の改装に伴う新規什器等(第二弾)」の購入</b></p> <p>○視覚的な資料とご説明に感謝。変更契約をしているようだがその経緯いかん。</p> <p>○新規什器類購入の第1弾（以下②－8）及び本案件（第2弾）は同じ事業者が落札したのか。</p> <p>○写真を見ると今時のオフィスとなっているが、実際に使用してみて事後的に意見が出てくるのではないか。本件調達に限らず、オフィス改装プロジェクト全体において、改装を実施しながら、方向修正やフィードバックを踏まえての改善は考えているのか。</p> <p>○契約関係書類には情報管理を徹底することあるが、セキュリティ等の守秘義務については手当てされているのか。</p> <p>○オフィス改装プロジェクトの今後の計画いかん。</p>	<p>年間計画を事業者側に示すのが困難)、省内関係課にも相談し、何らかの工夫ができないか検討していくこととしたい。</p> <p>●この経験を含め省内関係課室にも共有し、より良い対応が出来るよう努めたい。</p> <p>●今後も、今回のようなシャトル外交等、往來が増えていくと思われるため、頂いたご指摘も踏まえ準備していきたい。</p> <p>●当初の計画では本案件にて調達した什器は所定の部局において使用する予定であったが、その後に外部コンサルによる実地調査の結果、当初実施予定だった部局を先送りにせざるを得ず、それにより実施部局の変更、追加的調査、基本計画案の修正や新たな調整事項が発生した。</p> <p>●然り。</p> <p>●改装後、当該部局の職員を対象に事前、事後アンケート調査を実施し、改善点等について検討を行った。結果としてはほぼ全ての調査項目が不満足から満足に変わり、満足度が高いという結果になった。これを踏まえて、今後も個別のニーズに対応しつつも、基本的にはパイロット部局のオフィス構想を土台として他部局への展開を行っていく。</p> <p>●ご指摘を踏まえて今後、更なる徹底について検討する。</p> <p>●今後の方向性としては、パイロット部局における満足度が高かったことから、個別のニーズに対応しつつも、基本的にはパイロット部</p>

委 員	外 務 省
<p>○その際には、都度一般競争入札を実施するのか。</p> <p>②－８：「外務本省執務室の改装に伴う新規什器」の購入等 （上記①－３と共に質疑応答が行われたところ、特段の質問等はなかった。）</p> <p>②－１２：「G7広島サミット及びG7軽井沢外相会合におけるホスト画像撮影」業務委嘱</p> <p>○このサービスは静止画のみか、動画のサービスはないのか。また、カット数は何枚か。</p> <p>○前回一者応札であったところ、今回は公示期間を長くしたにもかかわらず、再度一者応札であった理由は何か。</p> <p>○令和４年度と５年度の２か年の案件を一括で入札したのか。仮に２か年の合計で予定価格内であっても、一方の年度が予定価格を超えた場合はどうなるのか。</p> <p>○令和４年度の主な業務は何か。</p> <p>○カメラマンと本契約事業者が契約を結ぶのか。カメラマンの確保に外務省が関与することはないのか。</p>	<p>局のオフィス構想を土台として、令和８年度までに全執務室の改装を目指している。</p> <p>●然り。</p> <p>●動画については前回の委員会で審査いただいたIBCに係る契約の中に動画の提供サービスが含まれており、報道機関及び各国の代表団に対する提供のみを目的としている。カット数は想定では１，５００枚であったが、行事数が増えたため約２，０００～３，０００枚ほど提供出来たと思っている。</p> <p>●報道の使用に耐えうる優秀なカメラマンの確保及びクラウドサービスの提供の双方に対応できる事業者がいなかった。また、クラウドはセキュリティ面の技術も含めたシステム構築の能力が求められるところ、それらに対応できる事業者は限られるためと思われる。</p> <p>●予算は単年度であることから、それぞれの年度が予定価格の範囲内の事業者と契約することとしている。総額で安価であっても一方の年度が予定価格を超える場合は落札とならない。</p> <p>●カメラマンの確保とクラウド構築にかかる準備の２つが中心業務である。</p> <p>●本契約事業者が関係のあるフリーのカメラマン等と契約をしており、外務省が直接声をかけることはしていない。</p>

委 員	外 務 省
<p>④-6：「G7広島サミット開催にかかる会場の設営・運営等」業務委嘱</p> <p>○金額が大きい4者から企画書類の提出をとり、慎重に対応している印象。企画競争をすることで良かった点は何か。</p> <p>⑥-28：「外務大臣のドイツ訪問に係るチャーター機運航」業務委嘱</p> <p>○緊急の必要もあり、随意契約ということだが、安全性、金額面等工夫した点があれば伺いたい。</p> <p>○他局課の案件でもチャーター機を利用しているが、他局と相互連絡をするなどして一括交渉するなど、節約に努めているか。</p> <p>○往路はドバイを経由しているが、復路は直行なのはなぜか。</p> <p>⑥-11：「領事業務情報システム（査証事務支援システム）に対するアプリケーション改修（eVISA開始後の機能改善及び在留資格認定証明書電子化対応）」業務委嘱</p>	<p>●直前まで行事が決まらない中、柔軟性をもって対応する必要があり、且つ、各行事において統一性をもって対応することが必要なことから、企画力のある事業者を見極めるために企画競争方式が最適であったと考えている。そのため企画競争を採用した。</p> <p>●過去の受注実績を考慮しながら、3者と見積もり合わせを行っている。過去の類似実績や見積もりを参照し、仕様に沿った見積もりとなっているか確認の上、最も安価な事業者を選定している。</p> <p>●他局課の利用実績等を考慮の上、事業者を選定している。チャーター機の契約に係る情報は、要人の外国訪問を担当である儀典外国訪問室に集約されており、同室に相談しながら契約を行っている。</p> <p>以前はチャーター機について、単価契約を行っていたが、昨今は燃料費の高騰や為替などの理由により航空機関連費用の年間契約が難しい状況となっており、ここ数年はその都度調達を行っている。今後価格が落ち着いてくれば改めて年間契約等を検討したいが、現時点では難しい状況である。</p> <p>●往路は偏西風の影響で飛行時間多くがかかるため、途中で給油をする必要があったため。</p>

委 員	外 務 省
<p>○試行運用の結果、改修しなければいけない点は度々出てくるのか。</p> <p>○このような改修は、同システムの開発事業者しか対応できないのか。</p> <p>○現行システムはいつ導入したのか。</p> <p>○本件改修の内容については、追加的な改修ではなく、2020年に実施された同システムのリプレースの際などに併せて行うことはできなかったのか。今回の改修についてはここ3年ほどで発生した改善要望なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今回の改修は利用者の利便性を高める等、現場からの声を反映してより良いものに変えるための改修であり、システム自体の不具合による改修ではない。</li> <li>●仮に、本契約事業者以外と契約した場合、予期せぬ障害が発生した際の責任の所在が明確化できず、障害原因の究明が長期化した場合には、同システムの運用自体を休止せざるを得なくなり、査証業務に大きな影響を及ぼしかねないこと、また、追加的なコスト増が予想されることから、本件改修については、本契約事業者との契約が必要と判断したものである。</li> <li>●10年以上経っているシステムだが何度かリプレース（ハード・ソフトウェアのアップデート）をしており、現在のものは2020年にリプレースを行っている。</li> <li>●本件改修の内容は、査証のオンライン申請に関する機能改善と、出入国在留管理庁が発行する在留資格認定証明書の電子化に伴う同システムとの連携に関するものである。査証のオンライン申請は、当初、査証申請数の規模が最も多い、中国の代理申請機関からの申請を対象に運用を開始する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の厳格な水際対策のため、同システムの運用開始を延期した。その後、感染対策の防止と国際的な人の往来の再開に向けて、査証免除措置の一時停止を維持しながら、水際対策の段階的な緩和を実施することとなり、我が方在外公館の査証業務量が一気に急増したことから、米国、カナダ、台湾における観光・商用目的の短期滞在査証の個人申請を対象に、査証のオンライン申請を一時的に導入した。この一時的な導入により、同システムの効果をさらに高めるための改善点が判明したため、追加的な改</li> </ul>

委 員	外 務 省
<p>②-26: 「講堂の会議用テーブルの購入及び廃棄」業務委嘱</p> <p>○一者応札の経緯は会計課長からも説明を受けていてきちんと複数事業者へのヒアリングを行っていることは確認できている。本件は、潜在的に入札者となり得た事業者の人的ミス（入札日程の誤認）がなければ少なくとも二者による応札となり得たということか。</p> <p>⑥-1: 「人事給与等業務システムのデータ移行作業（令和4年度分）」業務委嘱</p> <p>○次期人事給与業務システム（以下、次期システム）も現行システムの保守事業者である本契約事業者が作成するのか。</p> <p>○かなり長期間使用してきた現行システムの刷新にあたり、データ移行をするため、現行の契約事業者に随意契約で依頼したということか。</p> <p>○データ移行作業は、データ容量によって費用が変わると思うが、現行システムを使用し始めた昭和38年からデータが蓄積されているのか。</p>	<p>修を行ったものである。</p> <p>また、出入国在留管理庁が発行する（外国人の）在留資格認定証明書は、査証と密接な連携がなされており、従来、紙で発行されていたが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、電子化されることとなり、電子上での連携と運用を問題なく行うため、追加的な改修が必要となったものである。</p> <p>●本案件は、参考見積書を入手する段階から複数事業者への声掛けを行いつつ回答も得ていたため、人的ミス（事業者側の誤認）がなければ少なくとも二者による応札となり得た。</p> <p>●次期システムについては、競争入札を実施し、他事業者と契約している。</p> <p>●然り。</p> <p>●現行システムは昭和38年から60年間使用してきており、その間に度重なる改修等が行われているため、どのようなデータ構造になっているか把握しきれていないところもあり、現行システムのデータコードを正確に次期システムに移行できるようにしてもらう必要がある。今回の契約では、そこを含めた設</p>

委 員	外 務 省
<p>○データには保有期間というものがあると思うが、外務省ではそのようなルールはないのか。</p> <p>○見積書を見ると、手順書の作成というだけでは高額だと思うが、どのようなものを想定しているのか。また、必要性について伺いたい。</p> <p><b>⑥-40：「人事給与関係業務システムの機能改善」業務委嘱</b></p> <p>○契約関係書類について、記載内容の一部が体言止めになってしまっているが、他の記載内容と同様に「～すること」という文言が続くという解釈で良いか。</p>	<p>計・手順書の作成を依頼している。</p> <p>実際のデータ容量については、データ移行の際に再度作業が発生し、そこで判明することになる。</p> <p>●データについては、担当部署においてルールに則って管理されている。</p> <p>●本手順書を用いて実際のデータ移行作業を行うのは現行システムの事業者ではなく次期システムの契約事業者になるため、詳細な手順書が必要となることから、手順書自体もそれなりの規模感となり、そのような金額になっている。</p> <p>移行作業に関わる期間も長く確保しているので、同手順書を基に事業者間で試行錯誤していく想定である。</p> <p>●ご指摘のとおり「～すること。」で文章を締めることが正しい。</p>